

青森県報

第二千七百三十三号

平成十九年
一月二十四日
(水曜日)

目次

告 示

字区域の変更……………	(市) 振興町 課 村 ……	一
右 同……………	(同) ……	一
水域施設等の建設の届出……………	(港湾空港課) ……	二
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(保健衛生課) ……	五
大規模小売店舗の新設に関する届出……………	(経営支援課) ……	六
右 同……………	(同) ……	七
大規模小売店舗の変更の届出……………	(同) ……	八
右 同……………	(同) ……	九
換地処分……………	(農村整備課) ……	一〇
県営土地改良事業計画の決定……………	(同) ……	一〇

告 示

青森県告示第四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十九年一月二十五日からその効力を生ずるものとする。

平成十九年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森市浪岡

大字水木字稲田一五の二、一五の三、三三の二、三四の三、三九、四七から四九まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに三三の二の地先の道路である公有地の全部を大字増館字宮元編入する。

大字増館字若柳一の一、二の一の一部、二の二の一部、三の一から三の三までの各一部、一〇二の二、一〇四の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字富岡四の一、四の八に隣接する大字福島字林元の水路である公有地の全部、大字増館字富岡三の一の地先の大字福島字林元の水路である公有地の全部を大字増館字富岡編入する。

大字増館字富岡九六の一から九六の七まで、九六の九、九六の一、一〇四から一〇六までの各一部、一二八から一三六まで、一九四、一九六から二〇四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに九一の二、九一の五、九一の六に隣接する水路である公有地の全部を大字増館字若柳編入する。

青森県告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、藤崎町長から藤崎町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十九年一月二十五日からその効力を生ずるものとする。

平成十九年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

南津軽郡藤崎町

大字増館字宮元一三六の三、一三七の四、一三七の五、一三九の二、一四〇の三、一四一、一四三の二、一四四、一四五、一五三の四、一五四、一五五の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大字水木字稲田五七の地先の大字増館字宮元の道路、水路である公有地の全部を大字水木字稲田編入する。

大字福島字林元二の二、三の一、三の三、一一七の二の地先の大字増館字富岡の水

路である公有地の全部を大字福島字林元に編入する。

青森県告示第四十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第一項の規定により、平成十八年十二月二十二日付けで水域施設等の建設について次のとおり届出があったので、同条第五項の規定により公示する。

平成十九年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 届出人の住所及び名称並びにその代表者の氏名

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号
東京電力株式会社

取締役社長 勝俣恒久

二 施設の所在する水域の範囲

1 位置

下北郡東通村大字小田野沢字浜通七八番九の地先公有水面

2 範囲

次の ⑧の地点と⑧の地点までを順次直線で結んだ線及び ⑧の地点と⑧の地点を

直線で結んだ線により囲まれた水域

の地点 前坂下三角点（北緯四一度一分二八・一七三九秒、東経一四一度二

三分二九・三七一四秒）から一九度五一分二〇秒一、七三一・六〇一

メートルの地点

の地点 から一一度三三分三秒二三五・六六一メートルの地点

の地点 から九度五六分三八秒四二〇・一九五メートルの地点

の地点 から一五度八分四〇秒五・二〇一メートルの地点

の地点 から一八度四七分五秒八・三八二メートルの地点

の地点 から一〇一度三三分三秒四・六二四メートルの地点

の地点 から九九度一八分三九秒五・七八二メートルの地点

の地点 から九四度一分一五秒四・二五八メートルの地点

の地点 から八八度二九分二秒二七・三三二八メートルの地点

の地点 から一一度三三分三秒二・六七三メートルの地点

の地点 から一〇〇度四六分二五秒九九・三二九メートルの地点

の地点 から九八度五九分五秒一四・八七五メートルの地点

の地点 から一〇〇度〇分三三秒二四・七八九メートルの地点

の地点 から九九度一九分三秒一七・一八三メートルの地点

の地点 から九九度一三分一秒八・一七七メートルの地点

の地点 から九八度二九分四秒六・二四九メートルの地点

の地点 から一一度三三分三秒三・七四九メートルの地点

の地点 から一〇一度三三分三秒七・九五二メートルの地点

の地点 から一四度五三分三秒七・九五二メートルの地点

の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

②①の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

②②の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

②③の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

②④の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

②⑤の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

②⑥の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

②⑦の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

②⑧の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

③①の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

③②の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

③③の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

③④の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

③⑤の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

③⑥の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

③⑦の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

③⑧の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

③⑨の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

④①の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

④②の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

④③の地点 から一四度四分四秒五〇・五二七メートルの地点

航路	種類	規 模	
		種 類	規 模
水深マイナス七・三七メートル幅員一一〇・〇〇メートル	1 水域施設	④3の地点	④2の地点から二二〇度一〇分五五秒二三・三九九メートルの地点
		④4の地点	④3の地点から二二九度三二分一秒七七・七七メートルの地点
		④5の地点	④4の地点から三〇八度三三分三秒〇・八三〇メートルの地点
		④6の地点	④5の地点から三二〇度二分五秒四五・八八六メートルの地点
		④7の地点	④6の地点から二一八度三三分三秒二二四・三六九メートルの地点
		④8の地点	④7の地点から一〇一度三三分三秒〇・五一メートルの地点
		④9の地点	④8の地点から一九一度三三分三秒二〇三・七四〇メートルの地点
		⑤0の地点	④9の地点から二八一度三三分三秒七二・六五八メートルの地点
		⑤1の地点	⑤0の地点から一度三三分三秒一〇・〇三七メートルの地点
		⑤2の地点	⑤1の地点から二八一度三三分三秒八・九六二メートルの地点
		⑤3の地点	⑤2の地点から一度三三分三秒一・七三四メートルの地点
		⑤4の地点	⑤3の地点から二八一度三三分三秒一四・四五七メートルの地点
		⑤5の地点	⑤4の地点から二八三度一九分一五秒四三・一六一メートルの地点
		⑤6の地点	⑤5の地点から二八二度三十五分二秒七四・五三五メートルの地点
		⑤7の地点	⑤6の地点から一度三三分三秒〇・七七九メートルの地点
		⑤8の地点	⑤7の地点から二八二度三二分五〇秒二二・〇二〇メートルの地点
		⑤9の地点	⑤8の地点から二八二度四三分二九秒四五・五五〇メートルの地点
		⑥0の地点	⑤9の地点から二八五度二八分五九秒一九・四三八メートルの地点
		⑥1の地点	⑥0の地点から一度三三分三秒〇・四五〇メートルの地点
		⑥2の地点	⑥1の地点から二八六度六分二八秒一六・七九〇メートルの地点
		⑥3の地点	⑥2の地点から二八四度五分九秒三〇・一三九メートルの地点
		⑥4の地点	⑥3の地点から二八二度二五分一七秒七〇・二二八メートルの地点
		⑥5の地点	⑥4の地点から二八二度一九分一六秒一九・七九二メートルの地点
		⑥6の地点	⑥5の地点から二八四度五分四六秒三〇・〇四〇メートルの地点
		⑥7の地点	⑥6の地点から二八一度三三分三秒七・六九〇メートルの地点
		⑥8の地点	⑥7の地点から一度三三分三秒〇・二五九メートルの地点

2 外郭施設		泊地
放水口護岸	南防波堤S4	水深マイナス七・三七メートル
延長一四五・五〇メートル天端高 T・P・プラス二・一三メートル ル天端幅八・四〇メートル	延長一六二・一四メートル天端高 T・P・プラス五・五三メートル 天端幅七・七〇メートル	
ケイソン式混成堤(下部工)捨石(本体工)ケーソン(上部工)コンクリ	同右	
南防波堤S3	延長八七・〇〇メートル天端高T ・P・プラス四・九三メートル天 端幅七・七〇メートル	
同右	同右	
南防波堤S2	延長一七四・四九メートル天端高 T・P・プラス四・四三メートル 天端幅七・七〇メートル	
同右	同右	
南防波堤S1	延長五六・九八メートル天端高T ・P・プラス四・四三メートル天 端幅七・七〇メートル	
ケイソン式混成堤(下部工)捨石(本体工)ケーソン(上部工)コンクリ	捨石式傾斜堤(下部工)捨石、異形ブロック(上部工)コンクリート(消波工)	
北防波堤堤頭部	延長九・七〇メートル天端高T・ P・プラス四・九三メートル天端 幅四・〇〇メートル	
同右	同右	
北防波堤N4	延長一一五・三〇メートル天端高 T・P・プラス五・八三メートル 天端幅七・二〇メートル	
同右	同右	
北防波堤N3	延長九六・〇〇メートル天端高T ・P・プラス五・八三メートル天 端幅七・二〇メートル	
同右	同右	
北防波堤N2	延長七三・〇〇メートル天端高T ・P・プラス五・六三メートル天 端幅七・二〇メートル	
捨石式傾斜堤(下部工)捨石、異形ブロック(上部工)コンクリート(消波工)	捨石式傾斜堤(下部工)捨石、異形ブロック(上部工)コンクリート	
北防波堤N1	延長二〇二・〇五メートル天端高 T・P・プラス三・九三メートル 天端幅七・二〇メートル	
捨石式傾斜堤(下部工)捨石、異形ブロック(上部工)コンクリート	同右	

3

敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	種 類	規 模	構 造
敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	埋立工作物	東防波堤E1 延長二〇・〇〇メートル天端高T ・P・プラス七・七三メートル天 端幅一一・一〇メートル	捨石式傾斜堤(下部工) 捨石、異形ブロック(上 部工) コンクリート(消 波工) 消波ブロック
敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()		東防波堤E2 延長一九四・〇〇メートル天端高 T・P・プラス七・七三メートル 天端幅一一・一〇メートル	同右
敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()		東防波堤E3 延長一一三・〇〇メートル天端高 T・P・プラス九・〇三メートル 天端幅二三・七〇メートル	同右
敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()		東防波堤E4 延長一一〇・〇〇メートル天端高 T・P・プラス七・三三メートル 天端幅九・一〇メートル	同右
敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()	敷地護岸()		東防波堤堤頭 延長二一・〇〇メートル天端高T ・P・プラス六・八三メートル天 端幅五五・〇〇メートル	ケーソン式混成堤(下部 工) 捨石(本体工) ケー ソン(上部工) コンクリ ート

4

物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	種 類	規 模	構 造
物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	敷地護岸()	延長二一・五三メートル天端高T ・P・プラス四・〇〇メートル	自立式鋼矢板(本体工) 鋼矢板(上部工) コンク リート
物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	連絡路取付部	延長一二・〇〇メートル天端高T ・P・プラス四・〇〇メートル	控え矢板式鋼矢板(本体 工) 鋼矢板(控工) 鋼矢 板(上部工) コンクリ ート
物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	南防基部取付 護岸	延長六・六五メートル天端高T・ P・プラス四・〇〇メートル	重力式護岸(下部工) 捨 石(上部工) コンクリ ート
物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	南側取付道路	延長九〇・〇〇メートル天端高T ・P・プラス四・〇〇メートル	捨石式傾斜堤(下部工) 捨石、異形ブロック(上 部工) コンクリート
物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	M1	延長四六・〇〇メートル天端高T ・P・プラス四・〇〇メートル天 端幅一二・〇〇メートル	直立消波式(基礎工) 捨 石(本体工) 方塊ブロッ ク、異形ブロック(上部 工) コンクリート
物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	M2	延長一七二・五五メートル天端高 T・P・プラス四・〇〇メートル 天端幅二二・〇〇メートル	直立消波式(基礎工) 捨 石(本体工) 方塊ブロッ ク、異形ブロック(上部 工) コンクリート
物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	M3	延長九三・一メートル天端高T ・P・プラス四・〇〇メートルか らプラス四・一三メートル天端幅 一一・〇〇メートル	捨石式傾斜堤(下部工) 捨石、異形ブロック(上 部工) コンクリート
物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	M4	延長四八・〇〇メートル天端高T ・P・プラス四・〇〇メートル天 端幅一二・〇〇メートル	捨石式傾斜堤(下部工) 捨石、異形ブロック(上 部工) コンクリート
物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	M5	延長八九・九三メートル天端高T ・P・プラス四・〇〇メートル天 端幅一二・〇〇メートル	捨石式傾斜堤(下部工) 捨石、異形ブロック(上 部工) コンクリート
物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	物揚場連絡路	ケイソン式混成堤(下部 工)	延長二〇・七〇メートル天端高T	ケーソン式混成堤(下部 工)

関連構造物

M6	・P・プラス四・〇〇メートル天 端幅二二・〇〇メートル	工一 捨石(本体工)ケー ソン(上部工)コンクリ
----	--------------------------------	-----------------------------

5 係留施設	種 類 規 模	規 模 延長四〇・〇〇メートル天端高T ・P・プラス四・一三メートル天 端幅六一・八三メートル	構 造 直立消波式(基礎工)捨 石(本体工)方塊ブロッ ク、異形ブロック(上部 工)コンクリート
-----------	------------	--	--

6 その他	種 類 規 模	規 模 延長一〇八・〇八メートル天端高 T・P・マイナス二・〇〇メー ル天端幅七〇・〇〇メートル	構 造 捨石被覆式(基礎工)捨 石(被覆工)被覆ブロッ ク
----------	------------	---	--

水域施設	施 設 の 種 類	航 路	記 載 事 項
	泊 地		
係 留 施 設	最大対象船舶の船型三、〇〇〇D・W・T級貨物船 (全長 幅員 満載吃水 一〇〇メートル 一六・五メートル 五・四メートル)	最大対象船舶の船型と同じ 同時停泊可能隻数 一隻(最大対象船舶の場合)	

- 五 施設の建設の工事の開始及び完了の予定期日
工事開始予定期日 平成十九年三月一日
工事完了予定期日 平成二十五年一月三十一日
- 六 施設の使用及び管理の計画
1 当該施設の管理者
東京都千代田区内幸町一丁目一番三号

- 2 東京電力株式会社
当該施設を使用する船舶の種類、船型及び年間隻数
船舶の種類 貨物船
船舶の船型 三、〇〇〇D・W・T級
年間当たりの隻数 約六隻
- 3 水域施設及び係留施設の使用計画

水域施設	施 設 の 種 類	航 路	記 載 事 項
	泊 地		
係 留 施 設	物揚場 類	船舶の航行に使用	船舶の停泊、船首の回転に使用 船首の回転の場 用(供する場 合) 取扱貨物の種 等
			船首の回転方法 三、〇〇〇D・W・T級貨物船等 曳船使用 使用済燃料、低レベル放射能廃棄物

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令
第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬(リン酸オセルタミビル製剤) 六十万カプセル
- 二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

青森県健康福祉部保健衛生課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十八年十一月十七日

五 契約の相手方の名称及び住所

中外製薬株式会社

六 契約金額

一億三千五百九十五万四千円

七 随意契約の理由

地方自治法施行令第六十七条の二第一項第二号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

国内で唯一当該物品を販売している者を契約の相手としたものである。

~~~~~

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ野辺地店

上北郡野辺地町字二本木四六の一先

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

代表取締役 松山稔

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年八月二十三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、一五七平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一〇九台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

五六台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一七五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二九立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十八年十二月二十二日

九 届出書及び添付書類の縦覧

場所 青森県商工労働部経営支援課及び野辺地町役場

2 期間 平成十九年一月二十四日から同年五月二十四日まで

3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。  
十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年五月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) アクロスプラザ黒石

黒石市富士見一〇九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 坂倉正宏

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 ホーマック株式会社

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四一  
代表取締役 柴田憲次

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

3 大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 坂倉正宏

4 その他は、未定

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年八月二十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一一、五〇〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

九六六台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

三六〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

八一七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一一八立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) ホーマック株式会社

開店時刻 午前七時三十分 閉店時刻 午後九時

(二) 株式会社ユニバース

開店時刻 午前九時（お盆、年末等の一定期間午前五時）  
閉店時刻 午後十一時

(三) 大和情報サービス株式会社

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

(四) その他小売業を行う者（未定分）

- 2 来店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前七時(お盆、年末等の一定期間午前四時三十分) から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設一、二及び四

午前六時から午後九時まで

(二) 荷さばき施設三

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成十八年十二月二十五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所

2 期間

平成十九年一月二十四日から同年五月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年五月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン下田ショッピングセンター

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前                                       | 変 更 後                                      | 変 更 年月日       |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------|
| 下田タウン株式会社<br>上北郡おいらせ町中下田一三五の二<br>代表取締役 村上教行 | 下田タウン株式会社<br>上北郡おいらせ町中野平四〇の一<br>代表取締役 村上教行 | 平成<br>一八・二・三〇 |

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 岡田元也外

四 届出年月日

平成十八年十二月二十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成十九年一月二十四日から同年五月二十四日まで



3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年五月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

代表取締役 村上教行

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前                                                                                    | 変 更 後                                                                                        | 変 更 年 月 日     |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| スナップス販売株式会社<br>千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六<br>代表取締役 小松治夫<br>株式会社ひらの洋服店<br>三沢市中央町三丁目三の一<br>代表取締役 平野継昭 | スナップス販売株式会社<br>千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六<br>代表取締役 西原浩一<br>株式会社アフリカタロウ<br>岡山県岡山市高柳西町二五の五<br>代表取締役 江見いづみ | 平成<br>一八・六・三〇 |
|                                                                                          | 削除                                                                                           | 一八・一〇・三       |
|                                                                                          |                                                                                              | 一八・三・八        |

四 届出年月日

平成十八年十二月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成十九年一月二十四日から同年五月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年五月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、増館地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十九年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、相坂川左岸地区の県営土地改良事業（基幹水利施設管理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年一月二十五日から同年二月二十二日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

三沢市役所

七戸町役場

六戸町役場

東北町役場

おいらせ町役場

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭